

◎大阪府電話異性紹介営業に係る利用カードの販売等の規制に関する条例施行規則

制定 平成九年 公安委員会規則第二号
改正 平成十四年三月二十九日 公安委員会規則第七号

大阪府テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則(平成九年大阪府公安委員会規則第二号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府電話異性紹介営業に係る利用カードの販売等の規制に関する条例(平成十四年大阪府条例第九号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。(自動販売機による利用カードの販売の開始の届出)

第二条 条例第五条第一項の規定による販売の開始の届出は、自動販売機による利用カード販売開始届出書(別記様式第一号)により行わなければならない。

2 条例第五条第一項第五号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

廣 自動販売機により利用カード販売業を営もうとする者が個人である場合にあっては生年月日、法人である場合にあっては代表者の住所及び生年月日

廣 自動販売機の機種及び製造番号

廣 自動販売機の所有者でない場合にあっては、当該自動販売機の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

・ 自動販売機により利用カード販売業を営もうとする者以外の所有に係る土地又は建物において自動販売機を設置する場合にあっては、当該土地又は建物の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

・ 販売開始予定日

(自動販売機以外の方法による利用カードの販売の開始の届出)
第三条 条例第五条第二項の規定による販売の開始の届出は、自動販売機以外の方法による利用カード販売開始届出書(別記様式第二号)により行わなければならない。

2 条例第五条第二項第三号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

廣 自動販売機以外の方法により利用カード販売業を営もうとする者が個人である場合にあっては生年月日、法人である場合にあっては代表者の住所及び生年月日

廣 販売所における業務の実施を統括して管理する者の氏名及び住所

廣 販売開始予定日

(届出事項の変更等の届出)

第四条 条例第五条第三項の規定による届出事項の変更等の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により行わなければならない。

廣 届出に係る事項を変更した場合 変更届出書(別記様式第三号)

廣 販売をやめた場合 廃止届出書(別記様式第四号)

(自動販売機への表示)

第五条 条例第六条第一項第三号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

廣 公安委員会が自動販売機による利用カード販売開始届出書を受理したときに付与する番号

廣 自動販売機により利用カード販売業を営む者の連絡先の電話番号

(届出の経由)

第六条 第二条第一項、第三条第一項及び第四条の届出は、当該届出に係る自動販売機の設置場所又は販売所の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

(書類の提出部数)

第七条 第二条第一項、第三条第一項及び第四条の規定により提出する書類の部数は、正本一部及び写し一部とする。

(措置命令)

第八条 条例第八条の規定による措置命令は、措置命令書(別記様式第五号)により行うものとする。

(報告の徴収)

第九条 条例第九条の規定による報告又は資料の提出の要求は、報告等要求書(別記様式第六号)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。